

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12613

研究課題名（和文）法制度内の子どもに対する差別・偏見・ステレオタイプ

研究課題名（英文）Discrimination, Prejudice, and Stereotypes Against Children under the Legal System

研究代表者

齋藤 宙治 (Saito, Hiroharu)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：20779392

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は「子どもに対する差別（年齢差別）」という新しい視座に基づく。現代社会には大人中心の世界観が浸透しており、大人と子どもの区別はあたかも当然のこととして人々に受け入れられている。しかし、本研究はこの当然の区別に疑義を呈する。各種法制度内の場面において、人々が子ども（未成年者）に対して持っているステレオタイプ・偏見・差別の構造を実証的に研究した。その分析結果に基づいて、子どもに対する「事実上の差別」が社会内に存在するのではないかという問題提起を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

他のマイノリティ集団（人種・性・障害者等）に対する差別に関する実証研究は蓄積が進んでいる。これに対して、本研究は、子どもに対する差別の構造に本格的に取り組んだ研究として新規性があり、学術的意義がある。そして、超高齢社会に突入し子どものマイノリティ化が急速に進む日本において、次世代の社会を担う子どもの利益・権利を真に適正に確保することは重要な課題である。そのために「子どもに対する差別」の構造を解明することの社会的意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：This project attempts to present a perspective of “child discrimination” by empirical research, which is similar in concept to discrimination against other minorities such as gender and race. In addition to examining the formal legal status of children, it is also important to find how children are actually treated in society. This project, therefore, conducted a survey to uncover people’s stereotypes about children in Japan. Then, it further examined de facto discrimination against children in a variety of social contexts (e.g., negotiations with children) by vignette experiments.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 法の実証分析 子どもと法 子どもの権利 年齢差別 ステレオタイプ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者が以前に遂行した研究課題 16H06699「子どもの法的地位をめぐる現代日本人の法意識」(2016~2017年度科研費・研究活動スタート支援)の研究成果を踏まえて、新たな方向へと研究を発展させたものである。旧研究課題では、子どもの法的地位について取り扱った。各種法定年齢に焦点を当てて、子どもの法的地位についての人々の態度の構造を実証的に解明するとともに、子どもの法的地位に関する理論的視座を提示した。これに対して、本研究では、「子どもの法的地位」からさらに視点を掘り下げて、社会内・法制度内の「子どもの事実上の地位」の構造の解明を試みた。

社会内・法制度内で子どもの利益・権利を真に適正に確保するためには、形式的な法的地位だけでなく、子どもに対する事実上の扱いについても解明する必要がある。

2. 研究の目的

上記の背景を踏まえて、法制度内における子どもに対する「差別」とその背後にある「ステレオタイプ」の構造を実証的に解明することを目的として、本研究は遂行された。また、実証的なデータを踏まえて、子どもに対する「事実上の差別」が社会内に存在するという問題提起を行うことも目的とした。

具体的な目標は、一般人を対象とする質問票調査と心理実験(シナリオ実験)によって、社会内における子どもに対するステレオタイプの特徴を解明すること、各種法制度内の場面における子どもに対する「事実上の差別」の存否を解明することであった。

3. 研究の方法

主な研究内容のみ抜粋して紹介する。主に次の3つの方法による研究を行った。

(1) 一般人を対象とするステレオタイプ調査(質問票調査)

子どもに対するステレオタイプ調査として、全国の20歳から69歳までの男女840名を対象とするオンライン調査を実施した。様々な年齢層・表現の子どもに関する集団(例:「青少年」「小学生」「幼児」「非行少年」など)が日本社会の中でどのようなイメージを持たれているかなどを質問した。「人柄」と「能力」の2次元構造で考えるステレオタイプ内容モデル(SCM)という社会心理学の分析枠組みに基づいて、子どもという集団に対する人々のステレオタイプ(集団イメージ)の本質にはどのような特徴があるのかを分析した。

(2) 子どもの供述の信用性評価のレビュー

法制度内の各種場面の代表例として、子どもの供述の信用性評価について、複雑に入り乱れている先行研究をレビューし、上記ステレオタイプ内容モデルの視点から整理し直した。

例えば、法制度内の典型的な場面として、刑事手続における目撃供述の場面がある。特に、性犯罪や児童虐待の被害者となるような密室性の高い事件においては、犯罪事実の証明を子どもの供述に依拠せざるを得ない。もちろん実際問題としては、特に幼い子どもから正確な情報を聞き取るのは困難を伴うことが多いが、他方で、子どもの供述に対する人々の反応を解明することも重要な課題である。

(3) 子どもとの交渉・合意形成のシナリオ実験

法制度内の各種場面の代表例として、子どもとの交渉・合意形成が生じる様々な場면을素材に、相手方が子どもか大人か(交渉の相手方の年齢を5通りに変えて、属性条件を用意した)によって金銭的評価が異なるかというシナリオ実験を実施した。「様々な金額に関するアンケート」と題するオンライン調査の形でシナリオ実験を行い、全国の20歳から69歳までの男女2200人から回答を得た。

もし交渉・合意形成の各種場面において、子どもであることのみが原因で軽んじられて、条件の悪い合意形成がなされる傾向があるとすれば、運用・行動レベルで子どもが事実上の年齢差別を受けていることになる。具体的には、実験では、アルバイト時給、ホームページ作成の報酬、交通事故の損害賠償、絵画の購入代金、の4つを対象に検証した。

4. 研究成果

研究成果をまとめたものは、後掲〔図書〕『子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』の第2部(第5~7章)などとして刊行済みである。詳細については、拙著をご覧ください。以下、主な知見だけを簡単に紹介する。

(1) 一般人を対象とするステレオタイプ調査（質問票調査）

「人柄」と「能力」の2次元構造モデルに基づいたステレオタイプ調査の結果、次のことが明らかになった。まず、子どもの年齢層を問わず、子どもは能力が低いというイメージが社会内で抱かれていた。したがって、子どもの能力に対する人々の否定的なイメージは、たしかに存在することが明らかになった。

他方で、子どもの人柄のイメージについては、対象が小学生以下か中学生以上かで、人々のイメージが大きく変わることがわかった。若い年齢層の子ども集団（幼児など）は、ステレオタイプの両面価値性が強く、能力のイメージが低い反面で、人柄のイメージは高かった。これに対して、高めの年齢層の子ども集団（青少年など）では、中程度の人柄でやや低い能力のイメージであった。高めの年齢層では、若い年齢層と比較すると、人柄のイメージが大きく下がる一方で、能力のイメージは若干の上昇にとどまった。そして、対象が小学生以下か中学生以上かで、人々の行動的態度も異なることがわかった（前者に対するほうが、積極的支援が高い）。

また、興味深いことに、同じような年齢層の子ども集団であっても、集団のくくり方・表現の仕方によって、人々の態度に相違が生じることも発見された。例えば、「ティーネイジャー」という表現は、人々からの否定的ステレオタイプ（低い能力及び低い人柄）、悪感情、否定的行動を喚起しやすいことなどがわかった。

(2) 子どもの供述の信用性評価のレビュー

子どもの供述の信用性評価については、米国・カナダ等における実証的な実験研究の蓄積がある。両国では、1980年代に、子どもが被害者となる犯罪（特に虐待事件）が急増し、子どもの供述・証言を刑事手続内でどのように取り扱うべきかについての議論と法整備が進んだ。それに伴い、1980年代後半頃から、子どもの供述に対する人々の反応に関する研究が行われてきた。

いずれの研究も、実験手法の枠組みは共通している。実験参加者に、架空又は実際の刑事事件を題材にした目撃者の供述内容を提示し、供述の信用性と被告人の有罪性（有罪だと思ふ度合い）などを尺度で評価させるというものである。実験の設計としては、供述内容を同一に統制したまま供述者の年齢設定のみを変える実験条件をいくつか用意したうえで、実験参加者を各条件に無作為に割り付けて回答させるというものである。これによって、年齢による供述内容の正確性には影響されずに、供述者の年齢設定の違いのみによって評価に影響が出るか否かを検証することができる。相当数の研究の蓄積があるものの、研究によって相異なる実験結果が報告されており、未だに単純明快な理論化は実現されていない。

先行研究をレビューして整理した結果、供述者が意図的な虚偽供述をする動機がない類型の事案などでは、やはり大人よりも子どもの供述の信用性が低く見積られる傾向があることが確認された。また、意図的な虚偽供述の可能性の有無によって、活性化するステレオタイプの要素（「能力」か「人柄」か）が異なり、ひいてはそれが子どもの供述の信用性評価に影響するのではないかと考察した。

(3) 子どもとの交渉・合意形成のシナリオ実験

本研究のシナリオ実験で得られた主な知見として、交渉・合意形成において、子どもの能力・成果・生産物などが交渉対象になる場合には、年齢以外の条件に全く差がなかったとしても、子どもが事実上不利に扱われることが示された。実験の結果、交渉者が相手方に提示する金額には、たしかに相手方の年齢による影響が見られた。

例えば、具体的には、アルバイト時給を考えるシナリオとホームページ作成の報酬を考えるシナリオでは、いずれも大人（25歳、45歳）よりも子ども（10歳、16歳）に対する提示額が低く、さらに年長の子ども（16歳）よりも幼い子ども（10歳）に対する提示額が低かった。

また、相手方の能力や納品物の質を保証する具体的情報を与えられた場合であっても、子どもに対する差別は依然として根強いことがわかった。そのような具体的事情を追加した場合、年齢による影響はやや低減したようにも見受けられたが、あまり変わらなかった。

研究成果の総括

本研究では、まず、人々による子どもの事実上の扱いについて分析する前提として、子どもという集団に対する人々のステレオタイプの内容を解明した。様々な年齢層・表現の子どもという集団に対して、人々がどのようなステレオタイプを抱いているかの構造を基礎的に明らかにした。基礎的な知見は、今後、社会内の具体的な場面における子どもに対する差別の存在を予測・解明していくうえで、有用なツールになると期待される。

そのうえで、本研究では、子どもの供述の信用性評価と子どもとの交渉・合意形成という2種類の具体的な場面について、上記基礎的な知見に基づく予測をしながら、事実上の子ども差別が存在していないかを応用的に検証した。年齢以外の条件に全く差がなかったとしても、子どもが事実上不利に扱われる場合があることが確認された。子どもに対する事実上の扱いの次元で子ども差別が存在しているのではないかと、という一定の問題提起をすることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Hiroharu Saito	4. 巻 50
2. 論文標題 Equal Protection for Children: Toward the Childist Legal Studies	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 New Mexico Law Review	6. 最初と最後の頁 235-286
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Hiroharu Saito	4. 巻 69
2. 論文標題 Loss Aversion for the Value of Voting Rights: WTA/WTP Ratios for a Ballot	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 International Review of Law and Economics	6. 最初と最後の頁 106041
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.irle.2021.106041	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 3件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 平等原則からみる法と社会と子ども
3. 学会等名 日本法社会学会関東研究支部（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 The impact of lawyer fees on lawyer partisanship: the reciprocity norm may matter
3. 学会等名 Law and Society Association（オンライン開催）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 選挙権の価値についての損失回避: 1票のWTA/WTP
3. 学会等名 法と経済学会 (オンライン開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 日米の司法判断から見るEBPM
3. 学会等名 日本公共政策学会 (オンライン開催) (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 ADRにおける代理人の職務上の倫理について: 研究者の観点から
3. 学会等名 仲裁ADR法学会 (オンライン開催) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 拙稿「交渉に関する米国の弁護士倫理とその教育効果」について (学会奨励賞受賞者講演)
3. 学会等名 日本法社会学会若手ワークショップ (オンライン開催) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 年齢による差別と平等原則の一試論
3. 学会等名 日本法社会学会（於：千葉大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 Age Discriminations Against Children: People's Attitudes Toward Legal Ages in Japan
3. 学会等名 ISA Research Committee on Sociology of Law (RCSL) [国際法社会学会]（於：IISL, オニャーティ, スペイン）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroharu Saito
2. 発表標題 People's Attitudes Toward Children's Legal Ages
3. 学会等名 Law and Society Association [米国法社会学会]（於：トロント, カナダ）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤宙治
2. 発表標題 「チャイルディスト法学」の構築
3. 学会等名 東京大学基礎法学研究会（於：東京大学）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 齋藤宙治	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 368
3. 書名 子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究代表者webページ https://www.hiroharusaito.com/
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------